

# 経済産業省

平成 20 ・ 12 ・ 08 原院第 5 号

トピカルレポートの技術評価について（内規）を次のように定める。

平成 20 年 12 月 12 日

経済産業省原子力安全・保安院長 薦田 康久



トピカルレポートの技術評価について（内規）

## 1. 制定経緯及び目的

米国の原子力規制委員会（USNRC）においては、電力会社やメーカーが提出する技術文書をあらかじめ審査・承認し、個別の許可申請書類では承認された技術文書を参照する制度を取り入れ、各設計（変更）認可申請共通の審査事項に係る審査の実効性の向上を図っている。

我が国では、諸外国の制度を踏まえ、学会を中心にトピカルレポートの活用についての検討が行われ、原子力安全・保安部会原子力安全基盤小委員会報告（平成 19 年 10 月）において、燃料についての安全審査に係る検討課題として、トピカルレポートの活用が提言されている。この提言を受け、日本版のトピカルレポート評価制度の運用を行うために本内規を定めることとする。

実用発電用原子炉の原子炉設置（変更）許可申請（以下「許可申請」という。）における申請書添付資料においては、許可申請が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 24 条第 1 項の規定に適合していることを立証する根拠に関して、主としてプラントメーカーや燃料体メーカーが原子炉施設共通事項について取りまとめた技術文書（以下「トピカルレポート」という。）が参考文献として記載されている。

一方、現在のトピカルレポートは、公開文書であり、その技術的妥当性を証明するために行った各種試験のデータや、設計の詳細等のノウハウに関わる部分については記載されていない。したがって、現在、個別の安全審査（原子炉等規制法第 23 条第 1 項第 1 号及び第 26 条第 1 項の規定に基づく経済産業大臣の審査をいう。以下同じ。）においてトピカルレポートの内容が参照されている場合には、必要に応じてその

技術的根拠情報について、申請者に説明を求めている。

本内規の目的は、個別の安全審査に先立って技術的妥当性を詳細に記載したトピカルレポートを規制当局である原子力安全・保安院（以下「当院」という。）に提出してもらい、その技術的妥当性を評価する仕組みを作ることである。この仕組みによって、個々の安全審査において当該トピカルレポートの内容を参照することの妥当性を確認する際には、技術的根拠情報の確認が不要となり、安全審査の着眼点を最新知見の反映状況に集中できること等、安全審査の実効性の向上を図ることが可能となる。

## 2. 対象とするトピカルレポート

本内規の対象は、個別の安全審査に先立つトピカルレポートの技術的妥当性に特化した評価（以下「技術評価」という。）が安全審査の実効性を向上させ、多くの許可申請の審査期間を短縮することに資するものとする観点から、プラントメーカー及び原子炉設置者等（以下「メーカー等」という。）が作成したトピカルレポートのうち、次に掲げる要件を満たすものとする。

- ① 原子炉施設の特定の安全に係る事項を取り扱っていること。
- ② 当該トピカルレポートに示された技術内容についての妥当性を示すための必要かつ十分に詳細な情報が完備されていること。
- ③ 当該トピカルレポートが許可申請の参考文献として用いられることにより、安全審査の実効性の向上が期待されること。
- ④ 当該トピカルレポートが、複数の許可申請に参考文献として用いられることが期待されるものであること。

## 3. 技術評価の方法

技術評価は、独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「JNES」という。）による技術的評価を含め、以下の方法で行うこととする。

- ① 当院は、技術評価を希望するメーカー等に対し、別記様式1に添えてトピカルレポート（原本）（以下「原本」という。）2部を当院へ提出することを求める。その際、原本のうち1部をJNESへ送付することについてメーカー等の同意を得る。
- ② トピカルレポートが特定の安全に関する事項についてまとめた技術文書であることを踏まえ、当院は、JNESに対して別記様式2により専門技術的な協力を依頼するとともに、原本のうち1部を貸与し、借用書の提出を求める。
- ③ 当院は、原子力発電安全審査課長が別に定める評価要領（以下「評価要領」という。）に従い、トピカルレポートの妥当性についての技術評価を行い、その内容及び結果をまとめた評価報告書（案）を作成する。なお、評価の過程で生じた質

問・回答集及び追加要求事項は評価報告書（案）に含める。

- ④ トピカルレポート及び評価報告書（案）については、原子力安全・保安部会原子炉安全小委員会の下に設置する当該トピカルレポートの分野に係るワーキンググループ（以下「WG」という。）における審議に付す。
- ⑤ WGの審議を経たトピカルレポート及び評価報告書（案）については、行政手続法第39条第1項の規定に基づく意見公募手続（以下「パブリックコメント」という。）を行う。ただし、トピカルレポート及び評価報告書（案）にはメーカー等の機密情報が含まれることにかんがみ、パブリックコメントに際しては、メーカー等が作成する機密情報を含まないトピカルレポート（以下「公開版」という。）を用いることとする。
- ⑥ パブリックコメントの意見も踏まえた評価報告書については、別記様式3により当該評価報告書に係るトピカルレポートを提出したメーカー等に対して通知するとともに、当該トピカルレポートと併せて一般公表する（公開に際しては、パブリックコメントの場合と同様に、公開版を用いることとする。）。なお、メーカー等に対して技術評価の結果を通知する際には、併せて原本1部をメーカー等に返却し、受領書を受け取る。

#### 4. 技術評価における妥当性確認のための基準

3. ③の技術評価に際しては、以下の掲げる要件を妥当性確認のための基準とする。具体的には①、②を踏まえて評価要領を作成する。

- ①トピカルレポートに示された技術内容について、その技術的妥当性、適用性及び検証性を明確にしていること。
- ②解析コードや技術的内容の修正、新知見の反映等によるトピカルレポートの更新について、品質保証の考えにのっとった適切な管理方法が定められていること。

#### 5. 評価要領の作成

- ①原子力発電安全審査課長は、対象とするトピカルレポートの分野毎に、評価要領を定める。
- ②評価要領を定めるにあたっては、当該分野を本制度対象とする前に、評価要領（案）として作成・公開するとともに、当該分野における最初の申請の評価に併せて、内容を見直した上で、評価要領として定める。

③評価要領を定めるにあたっては、必要に応じWGにおいて審議を行う。

④評価要領は、当院HP等で公開するとともに、評価要領を改定した際には、その旨を公表する。

## 6. 妥当性の確認されたトピカルレポートの安全審査における活用

妥当性の確認されたトピカルレポートが参考文献として許可申請に用いられている場合、その安全審査に際しては、当該トピカルレポートの内容を参照することの妥当性を確認する際に技術的根拠情報の確認を不要とする運用を行うこととする。

## 7. トピカルレポート及び評価報告書の取扱い

① トピカルレポートを技術評価する場合には、その内容を公にすることによりメーカー等の競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがある情報等も確認する必要がある。よって、それらの情報が記載された評価報告書及びトピカルレポートは非公開とし、管理に際しては原子力安全・保安院行政文書管理規程に基づく秘密文書（秘文書）として取り扱う。なお、JNESに対しては、非公開情報に係る管理規定に基づいてトピカルレポートと評価報告書を厳格に管理することを求めることとする。

② 当院は、評価報告書とトピカルレポート（公開版を含む。）を一体的に保管するものとする。

## 8. トピカルレポートの更新について

技術評価されたトピカルレポートの内容が新しい技術・知見の反映等により更新される場合には、当該更新について技術評価するため、更新される旨を当院に報告することをメーカー等に対して求めることとする。

更新されたトピカルレポートは、同様の手続きにより技術評価を行うこととする。

## 9. 対象とするトピカルレポートの分野について

本内規が対象とするトピカルレポートの分野は、当面以下のとおりとする。

なお、対象分野の拡充は、今後の安全技術等の進展及び審査の実効性の向上の観点を踏まえ、慎重に検討し内規に追加するものとする。

- ・ 運転時の異常な過渡変化時又は事故時のプラント挙動を模擬する安全解析コード
- ・ 燃料の機械設計

## 10. その他

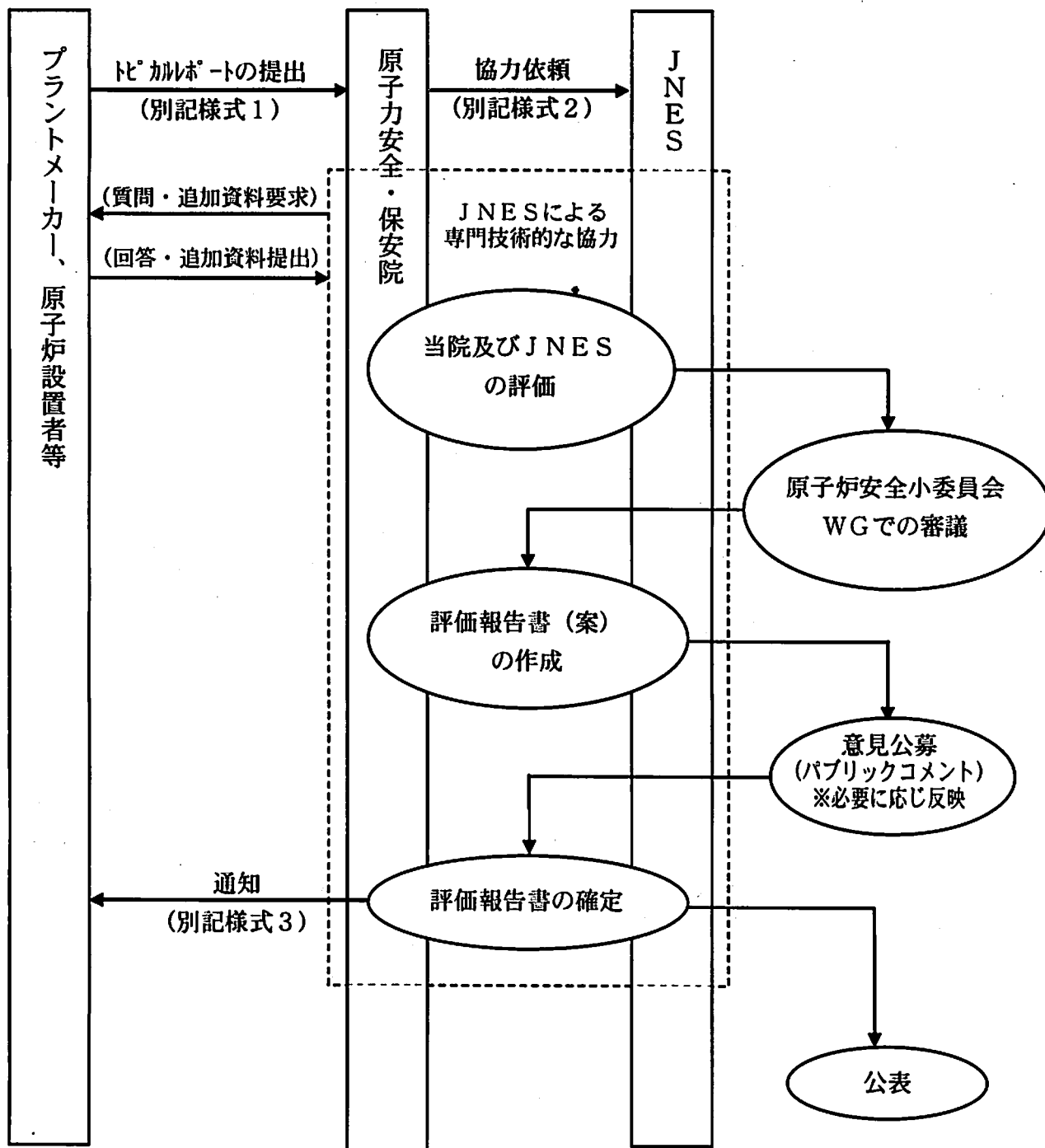
### ① 「必要かつ十分に詳細な情報」について

本内規2. ②で掲げる「必要かつ十分に詳細な情報」とは、トピカルレポートに記載された技術内容等について、必要な情報の不足が無く、それらの情報を補完する検証データや補足説明などの情報が十分であり、科学的論理性・合理性に基づき技術内容の妥当性を詳細に立証するための情報をいう。

### ② 非公開情報に対する評価について

トピカルレポートには、詳細な技術情報の記載を要求することから、非公開とすべき情報が含まれることになるので、公開の際にはそれら非公開情報を含まないようにする。一方で、規制機関としての説明責任及び透明性を担保する観点から、非公開情報を含む技術情報及びその非公開の理由の妥当性に対する評価を行い、非公開に係る適切な配慮をもって評価報告書を取りまとめることとする。

(別紙) トピカルレポート技術評価等の流れ



(別記様式1)

番 号  
年 月 日

原子力安全・保安院長 名 あて

法人の名称  
代表者の氏名 印

貴院「トピカルレポートの技術評価について(内規)」に基づき、下記トピカルレポートの評価を受けたいので、提出します。なお、評価に際し、独立行政法人原子力安全基盤機構に1部貸与することを承諾します。

記

〇〇に関するトピカルレポート

2部

以上

(別記様式2)

番  
年 月 日  
号

独立行政法人原子力安全基盤機構  
理事長 名 あて

原子力安全・保安院長 名

法人の名称 代表者の氏名 より下記のとピカルレポートの提出があったので、評価に際して貴機構の協力をお願いします。評価のために必要な下記のとピカルレポートを貸与しますので、厳格な情報管理の徹底をお願いします。

記

〇〇に関するとピカルレポート

1部

以上

(別記様式3)

番 号  
年 月 日

法人の名称  
代表者の氏名 殿

原子力安全・保安院長 名

平成〇〇年〇〇月〇〇日〇番号にて提出のありました〇〇に関するトピカルレポートについて、独立行政法人原子力安全基盤機構の協力のもと、下記の報告書の通り評価結果を取りまとめたので通知します。

なお、当該トピカルレポートの内容が変更となった場合は、当院に報告して下さい。

提出のあったトピカルレポートについては、1部は当院にて保管するものとし、1部は返却します。

記

〇〇に関するトピカルレポートに対する評価報告書	1部
〇〇に関するトピカルレポート	1部

以上